

○選挙制度に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件	名	院議先	提出月日	参議院付委員会	衆議院付委員会	衆議院付委員会	備考
29	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 法律の一部を改正する法律案	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 法律の一部を改正する法律案	衆	元、三月	元、三月 (予)	可、六月 決	可、六月 決	
			元	元、三月	元、六月 三月	可、六月 決	可、六月 決	
			元	元、三月	元、六月 三月	可、六月 決	可、六月 決	
			元	元、三月	元、六月 三月	可、元月 五月 四月	可、元月 六月 八月	
			元	元、三月	元、六月 三月	可、元月 六月 八月	可、元月 六月 八月	

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

要旨

本法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を実情に即するよう改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を引

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、

き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

- 一、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。
- 二、ポスター掲示場の経費の額について、候補者が十二人以上の場合において、所要の額の加算を行うものとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国會議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、実情に即するよう改めることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、執行経費の交付基準の改善、執行経費の額の確定のあり方、政治改革等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。